

公立病院改革プランの概要

団 体 名		土庄町					
プ ラ ン の 名 称		土庄中央病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 19日					
対 象 期 間		平成 20年度 ～ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	土庄町国民健康保険 土庄中央病院					
	所 在 地	香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400-2					
	病 床 数	126床					
	診 療 科 目	内科 外科 整形外科 小児科 眼科 脳神経外科 皮膚科 婦人科 泌尿器科 耳鼻科 10科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		① 小豆島二次医療圏における中核病院として機能の継続、確保。					
		② へき地、無医地区等医療資源に恵まれない地区の医療の確保					
		③ 救急医療の確保					
		④ 在宅医療支援					
		⑤ 健康保健事業の支援					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		① 建設改良、高度医療機器等の資産投資にかかる資金借入償還費用等繰出基準額。					
		② 救急医療の体制維持、確保に要する経費。					
		③ 結核病棟の体制維持、確保に要する経費。					
		④ 研究研修費に要する経費					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	99.0	91.0	85.6	88.7	93.6	
	職員給与費比率	56.0	60.1	64.4	62.3	59.4	
	病床利用率	90.8	83.2	85.5	90.0	90.0	
	平均在院日数(一般病棟)	22.5	21.0	20.0	20.0	20.0	
上記目標数値設定の考え方		①平成23年度までに、看護体系10対1への移行、平均在院日数の短縮、経常収支比率の改善を図るなど健全経営化に取り組む。 ②経常黒字化(経常収支比率100%以上)目標年度23年度までの達成は難しいものがあり、概ね5年後を目標とする。 ③職員給与比率は、同規模黒字病院60%を目標とする。					

				団体名 (病院名)	土庄中央病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
救急患者数		551	560	560	570	570	
へき地巡回診療患者数		5,190	5,250	5,300	5,300	5,300	年間延患者数
訪問看護・診療		1,096	1,100	1,150	1,200	1250	年間延患者数
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<p>○小豆二次医療圏での、救急医療、へき地巡回診療、在宅医療など不採算部門の継続は不可欠であり、病院事業の民間への移譲、移行は困難。</p> <p>○医療事務部門、給食部門、検査部門等を段階的に民間委託への検討。</p> <p>○公営企業法全部適用化を検討。(平成22年度までに結論を得る。)</p>					
	事業規模・形態の見直し	<p>平成23年度末までに介護病床を廃止、療養病床を削減し、医療の必要度の高い患者に限定し療養病床で、医療の必要性の低い患者については、病院でなく在宅、居住系サービス、又は老健施設などで対応するとしている。</p> <p>○土庄中央病院では、療養病床32床(うち介護病床14床)を有している。介護病床、療養病床の廃止、削減の対応には病床数の削減、規模の見直しを行うが、一般病床は90%の維持(89床)。療養病床にあつては、20年4床の削減済み、今後の必要度、動向を見極め23年度には削減、維持について検討する。</p> <p>○また、小豆医療圏は慢性的な医師不足、看護師不足により医療機関の継続的に円滑な運用に深刻な状況が出現し、限られた医療従事者の人材資源も視野にいれ二次医療圏に求められる病院の規模(病床数の見直し)、医療サービスの水準、運営について総合的に検討を行い23年度内を目標に経営規模を見直す。</p>					
	経費削減・抑制対策	<p>○二次医療圏に必要な水準の医療機器(MRI、CT、X線装置など)の整備は不可欠である。これらの維持管理、保守にかかる経費は増嵩の傾向にあり、過度な投資を抑え、後年度の費用負担の軽減を図るため最小限にとどめる。(建設改良費50,000千円をベース。)</p> <p>○病院建設改良に企業債の借入資金を充当。元利償還は平成38年度まで償還費用が必要。発生する内部留保資金は元金償還に充当し、建設改良費とあわせ合理的な運用に努める。</p>					
	収入増加・確保対策	<p>○医療費の抑制、診療報酬の改定により医業収益は減収となって影響している。収益の確保には、診療報酬、看護基準により収益は大きく影響することから、看護基準13対1から10対1へ移行を図り収益の確保と増収に努める。</p> <p>○平均在院日数の短縮(現状22.5日→平成23年度18日)</p>					
	その他						
	各年度の収支計画	別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	89.2%	18年度	90.1%	19年度	90.8%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	一般病床89床、療養病床32床(平成20年4月36床を32床に変更)、結核病床5床、合計126床の利用率は90%を基調に推移しており、高い数値になっている。					

団体名 (病院名)	土庄町 (土庄中央病院)
--------------	--------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	土庄町、小豆島町で構成する小豆二次医療圏内における公立病院は、土庄町1院(土庄中央病院 126床)、小豆島町1院(内海病院 196床)の2院、民間病院は小豆島町(牟礼病院 53床、小豆島病院 224床〔うち精神184床〕)の2院を有し、小豆地区の中核的医療機関である。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	小豆二次医療圏における一般病床と療養病床を合わせた基準病床数は237床と定めている。小豆医療圏の既存病床数415床(平成19年12月末)を有し、基準病床数に対して大きくうわまっている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成23年度	<内容> 平成23年度までに黒字化に向け経営改善がみられない場合には、小豆二次医療圏における再編について関係町、医療機関による検討を行う。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所)に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	<時期> 平成22年度 平成23年度 平成24年4月	<内容> ○公営企業法全部適用化の結論。 ○公営企業法全部適用化の準備 ○公営企業法全部適用へ移行	
	点検・評価・公表等	病院運営審議会において改革プランの数値目標、達成状況等また病院運営状況について点検、客観的評価を求め検証を行う。 点検、評価は住民に対し病院の現状について明らかにするために広報誌等で公開を行う。 毎年度の決算に併せて(9月を予定)。		
	その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	土庄町	(土庄中央病院)
--------------	-----	----------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	1,768	1,722	1,673	1,588	1,645	1,725
	(1) 料金収入	1,676	1,608	1,575	1,499	1,550	1,600
	(2) その他	92	114	101	89	95	100
	うち他会計負担金	20	37	43	24	24	25
	2. 医業外収益	99	90	68	83	80	80
	(1) 他会計負担金・補助金	60	48	22	39	36	36
	(2) 国(県)補助金	24	23	24	19	19	19
	(3) その他	15	19	22	25	25	25
	経常収益(A)	1,867	1,812	1,741	1,671	1,725	1,805
	入	1. 医業費用 b	1,735	1,773	1,850	1,892	1,889
(1) 職員給与費 c		932	964	1,007	1,023	1,025	1,025
(2) 材料費		341	315	314	314	310	310
(3) 経費		187	196	228	244	245	230
(4) 減価償却費		134	137	144	144	144	144
(5) その他		141	161	157	167	165	165
2. 医業外費用		64	57	59	55	55	55
(1) 支払利息		33	28	25	24	24	24
(2) その他		31	29	34	31	31	31
経常費用(B)		1,801	1,830	1,910	1,947	1,944	1,929
経常損益(A)-(B)(C)		68	▲18	▲168	▲276	▲219	▲124
特別損益	1. 特別利益(D)						
	2. 特別損失(E)	2	2	1	1	1	1
	特別損益(D)-(E)(F)	▲2	▲2	▲1	▲1	▲1	▲1
純損益(C)+(F)		66	▲20	▲169	▲277	▲220	▲125
累積欠損金(G)							
不良債務	流動資産(ア)	862	661	770	899	800	800
	流動負債(イ)	107	92	91	90	90	90
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0					
差引不良債務(オ)	▲755	▲569	▲679	▲809	▲710	▲710	
[[(イ)-(エ)] - (ア)-(ウ)]							
単年度資金不足額(※)		▲189	186	▲110	▲130	99	0
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		103.7	99.0	91.2	85.8	88.7	93.6
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		▲42.7	▲33.0	▲40.6	▲50.9	▲43.2	▲41.2
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$		101.9	97.1	90.4	83.9	87.1	92.0
職員給与費対医業収益比率 $\frac{c}{a} \times 100$		52.7	56.0	60.2	64.4	62.3	59.4
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)		-	-	-	-	-	-
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		-	-	-	-	-	-
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率		-	-	-	-	-	-
病床利用率		73.5	77.7	78.0	83.9	83.9	83.9

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」= (「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	土庄町 (土庄中央病院)
--------------	--------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	1. 企業債						
	2. 他会計出資金						
収	3. 他会計負担金	57		24	24	25	26
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金	3	8				
	6. 国(県)補助金			12			
	7. その他		12	14	14	15	15
	収入計 (a)	60	20	50	38	40	41
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
入	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
	純計(a)-(b)+(c) (A)		20	38	38	40	41
	1. 建設改良費	93	70	80	40	40	40
	2. 企業債償還金	85	82	35	37	38	39
支	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他		175				
出	支出計 (B)	178	327	115	77	78	78
	差引不足額 (B)-(A) (C)	119	307	65	39	38	37
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	118	306	64	38	37	36
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	1	1	1	1	1	1
計 (D)	119	307	77	39	38	37	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位: 千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(12,723) 79,729	(13,704) 85,418	0 64,105	() 61,868	()	()
資本的収支	(2,625) 59,582	(7,531) 7,531	0 23,652	() 24,350	()	()
合計	(15,348) 139,311	(21,235) 92,949	0 87,757			

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。